



八 監 第 8 4 号
令 和 7 年 6 月 3 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 霞 晴 久

八千代市監査委員 塚 本 路 明

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による子ども部の
監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

子ども部

- (1) 子育て支援課
- (2) 子ども保育課 ※保育園及び子ども支援センターすてっぷ21を含む。
- (3) 子ども福祉課（子ども相談センター）
- (4) 母子保健課

3 監査の範囲

令和6年度（令和7年1月末現在）における子ども部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和7年1月16日から同年5月30日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとり執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（要望事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
子ども保育課	要望事項	<p>1 送迎保育ステーションの運用について</p> <p>送迎保育ステーションは、0歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業所における保育期間が終了した後に、引き続き保育の必要性が継続している児童等が、自宅から遠距離にある幼稚園等の利用を可能とする事業であり、令和6年度から開始されている。</p> <p>現状は、市内2か所に送迎保育ステーションを整備し、3か所の幼稚園と連携し運用しているが、各送迎保育ステーションの定員数には余裕があり、有効的に活用されているとは言い難い。</p> <p>このため、利用拡大に向けた対策と効率的な運営方法を構築されるよう検討されたい。</p>